（フランス側書簡）

本官は、更に、前記のフランス共和国政府の提案について日本国政府が同意することを貴官に通報するとともに、貴官の書簡及びこれに対する本官の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十六年六月九日にパリで

フランス共和国駐在
臨時代理大使　川村博司

フランス共和国
外務・国際開発省次官
クリスチャン・マセ殿

○外務省告示第二百四十号

キューバ共和国政府は、平成二十年五月三十日にダブリンで作成された「クラスター弾に関する条約」の加入書を平成二十八年四月六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十八年十月一日にキューバ共和国について効力を生ずる。

（平成二十八年四月六日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十八年六月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四十一号

パラオ共和国政府は、平成二十年五月三十日にダブリンで作成された「クラスター弾に関する条約」の批准書を平成二十八年四月十九日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十八年十月一日にパラオ共和国について効力を生ずる。

（平成二十八年四月十九日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十八年六月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百六十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年六月二十九日から適用する。

平成二十八年六月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

第8部　追　用　補　(4)			
内名	規格単位	薬価	
品		円	
（け）			
ゲンボイヤ配合錠	1錠	6,942.10	

○財務省・農林水産省告示第十七号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十五条第二号に掲げる業務に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を次のように指定したので告示し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年六月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　**裕**

一　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「機構」という。）の行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十五条第二号に掲げる業務（以下「基礎的研究業務」という。）に係る独立行政法人通則法第四十七条第一号の主務大臣の指定する有価証券は、次のとおりとする。

イ　特別の法律により法人の発行する債券

ロ　社債

ハ　貸付信託の受益証券

ニ　外国政府、外国の地方公共団体、国際機関又は外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦において募集され、かつ、本邦通貨をもって表示されるもの

二　機構の行う基礎的研究業務に係る独立行政法人通則法第四十七条第二号の主務大臣の指定する金融機関は、農林中央金庫とする。

附　則

本則の規定は、機構の行う独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）附則第六条第一項に規定する特例業務について準用する。

○厚生労働省告示第二百六十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及び第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ヘ及び第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年六月二十九日から適用する。

平成二十八年六月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第十第二号㈠ハ中「及びエクメット配合錠ＬＤ」を「、エクメット配合錠ＬＤ及びゲンボイヤ配合錠」に改める。

○農林水産省告示第千三百六十三号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十八年六月二十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格

につき四九、八六〇円

適用期間　平成二十八年七月一日から九月三十日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十八年七月一日から九月三十日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一六、五五四円（うち消費税額及び地方消費税額分　八、六三四円）

適用期間　平成二十八年七月一日から九月三十日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二六、二九五円（うち消費税額及び地方消費税額分　九、三五五円）

適用期間　平成二十八年七月一日から九月三十日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき五八、八四〇円

適用期間　平成二十八年七月一日から九月三十日まで

○農林水産省告示第千三百六十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を受理したので、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年六月二十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Alstroemeria L.	GASUMFEEL	Hilverda Kooij B. V. Mijnsherenweg 15, 1424CA De Kwakel, The Netherlands	第30916号 平成28年３月４日
〃	TESELEGA	〃	第30917号 平成28年３月４日